

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
362	避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、被災者台帳等の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法等の規定に則り、災害時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため台帳等の作成を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①市町村内における台帳情報 ②被災者台帳整備のための他の地方公共団体への情報提供依頼
③システムの名称	【障害児通所支援】 障害者総合支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 【妊娠の届出】 健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 【介護保険】 介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
【障害児通所支援】 障害者総合支援受給者ファイル 宛名情報ファイル 【妊娠の届出】 健診対象者ファイル 宛名情報ファイル 【介護保険】 介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表55の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表80の項 (情報提供の根拠) なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合政策部危機管理課
②所属長の役職名	危機管理課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 総合政策部危機管理課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2551
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 総合政策部危機管理課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2551
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☒]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [☒]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定し、アクセス権限を所有している者は、ID・パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウト徹底している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	危機管理課長 大橋嘉孝	危機管理課長	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	項目の追加による記載	事後	
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部危機管理課	総合政策部危機管理課	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部危機管理課	総合政策部危機管理課	事前	
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総務部危機管理課	総合政策部危機管理課	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	表紙 評価書名 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 I 関連情報 1. 特定港人情報を取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要	被災者台帳の作成に関する事務	避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務	事前	変更に伴う細かい字句の修正も含む(個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言、②事務の概要)
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の36の2の項並びに総務省令第28条	番号法第9条第1項、別表55の項	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二 56の2の項並びに総務省令第30条	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表80の項	事前	
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事前	
令和7年4月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		【選択肢】 十分である 【判断の根拠】 人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和7年4月1日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		【選択肢】 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 【判断の根拠】 必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定し、アクセス権限を所有している者は、ID・パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウト徹底している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	